

契 約 変 更 理 由 書

工 事 名	(仮称) 新玉津住宅建設工事
契約変更内容(第3回変更)	
1. インフレスライド条項による請負代金額の変更	
※ 神戸市工事請負契約約款 第 24 条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 7 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。	
国土交通省資料より転載 残工事に對する 変動前後の差額 (A) 請 負 額 (変動前残工事額: B) 出来高 残 工 事 契約日 急激な賃金水準や 物価水準の変動 請求日 基準日 (受発注者協議) 14日以内 残工期2ヶ月以上 工期末 インフレスライド*変更額 $A - B \times 1.0\%$ ただし、$A > B \times 1.0\%$ の場合のみインフレスライド*を 適用可能	
契約変更理由	
1. 神戸市工事請負契約約款第24条第7項に基づく請求を受けたため	
なお、基準日前後の積算根拠は以下の通りであり、労務単価、資材価格とも上昇している。 当 初：(労務単価)令和6年3月 (資材価格)令和6年3月 時点 第3回変更：(労務単価)令和8年1月 (資材価格)令和8年1月 時点	